

振興局の役割と今後の方向

はじめに

平成22年4月、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が施行され、総合振興局・振興局（以下、「振興局」という。）の新たな体制がスタートしてから5年が経過しました。

本条例では、施行後おおむね5年を目途として、社会経済情勢の変化、地方分権に関する改革の進展状況等を勘案し、振興局の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしています。

道では、条例施行から5年が経過した今年度、市町村や道民の方々などから御意見を伺いながら検討結果を取りまとめることとしたところであり、この「振興局の役割と今後の方向」は、振興局を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、振興局の今後の方向等について、道の考え方を示すものです。

1 振興局の役割とこれまでの取組

「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の制定に当たり、新たに設けられた第4条では、振興局の運営の基本として、「市町村と連携協力しつつ、地域の課題に即応した行政運営並びに地域の特性及び道民の意向に配慮した政策を効果的かつ効率的に推進する」とされており、振興局は、市町村と連携協力しながら地域の特性や資源を生かした施策展開を図るとともに、地域課題の解決や各種プロジェクトの推進、市町村に対する適切なサポートなどの役割を担うこととされています。

こうした役割を果たしていくため、道では、地方自治法上の支庁として9つの総合振興局及び5つの振興局を設置し、総合出先機関としての事務の完結性や政策展開機能を高めるよう、地域振興施策、組織体制・機能等の充実・強化を図ってきています。

(1) 地域振興施策の推進

- ・ 各振興局長が知事に政策提案を行う「政策提案制度」を実施し、地域振興に関する地域の意見を道の施策や予算に反映しています。(H22年度～)
- ・ 市町村や地域の民間団体等が実施する創意と主体性を活かした取組を支援する地域づくり総合交付金については、要綱の決定や事業採択などに関する権限を振興局長に委譲するとともに、広域的な取組に対する重点的な支援など、制度の拡充を図っています。(H22年度～)
- ・ 市町村との連携による地域振興を一層進めるため「地域振興派遣」を創設し、振興局と市町村の連携を強化しています。(H22年度～)
- ・ 振興局が自ら地域課題解決に向け企画立案から事業展開まで行う地域政策推進事業（振興局独自事業）については、事業実施に係る振興局長の決定権限を拡大するなど、制度の充実を図っています。(H22年度～)
- ・ 振興局がより地域に根ざした効果的な施策を展開できるよう、政策形成能力の強化を図るため、振興局から応募があった企画案の中から事業を選定・実施する「政策形成能力向上事業」を行っています。(H27年度～)

(2) 振興局の権限強化に向けた取組

- ・ 各振興局長は、組織編成における地域裁量枠を活用した職員配置を行い、食、観光、軽種馬振興など、地域特性を活かした施策を展開しています。(H22年度～)
- ・ 本庁から振興局への権限委譲については、これまで土砂災害警戒区域の指定等に関する2項目の権限を委譲しています。(H22年度～)
- ・ 地域づくり総合交付金については、要綱の決定や事業採択などに関する権限を振興局長に委譲するとともに、地域政策推進事業（振興局独自事業）における、振興局長の決定権限を拡大しています。(H22年度～)【再掲】

(3) 効果的・効率的な執行体制の整備

- ・ 支庁長の所管に属する出先機関であった土木現業所、保健福祉事務所及び森づくりセンターを振興局の内部組織とするとともに、「地域振興・管理部門」、「道民生活部門」、「産

業振興部門」、「社会資本部門」の部門体制を基本に組織体制を整備しています。(H22年度～)

- ・ 広域的に処理することによる効果的かつ効率的な事務執行を目的に、振興局の所管区域内に係る事務及び振興局との連携に係る総合調整事務のうち、37の事務を広域事務として、総合振興局が担当しています。(H22年度～)
- ・ 生まれ育った地域や過去に勤務経験のある地域など関わりの深い振興局への職員配置や、本庁から同じ職位のまま振興局に異動する同等職異動を行うなど、体制の強化に努めています。(H27年度～)
- ・ 各振興局長は、組織編成における地域裁量枠を活用した職員配置を行い、食、観光、軽種馬振興など、地域特性を活かした施策を展開しています。(H22年度～)【再掲】

2 社会経済情勢の変化・地方分権改革の進展

新たな振興局体制のもと、上記のような取組を通じて、各振興局が、市町村や地域の立場に立ち、これまで以上に、地域に密着したきめ細やかな施策の展開が図られてきていると考えますが、以下のような社会経済情勢の変化などに的確に対応していく必要があると考えています。

(1) 人口減少問題への対応

本道においては、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、地域の経済や暮らしなど様々な分野への影響の拡大が懸念されています。

こうした中、道では、人口減少問題への対応を道政の最重要課題と位置づけ、直面する課題に取り組んでいくため、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年10月、北海道創生に向けた今後5か年の政策目標及び基本的方向等を位置付ける「北海道創生総合戦略」(以下、「道の総合戦略」という。)を策定しました。また、平成27年4月、全ての振興局に戦略策定支援担当部長を配置して、市町村の総合戦略策定などに対する支援を行っています。

道の総合戦略においては、振興局が中心となって進める施策の基本的な方向や主な施策を示した「地域戦略」を掲げており、地域づくり総合交付金や地域政策推進事業など多様な政策手段を組み合わせ、地域が抱える課題を解決し、その特性や資源を活かしながら、安心して住み続けることができる魅力ある地域づくりを進めるとともに、振興局の区域を越えた広域的な取組の推進や、市町村それぞれが有する地域性を活かした総合戦略の推進を支援することとしています。

また、定住自立圏構想など多様な広域連携の手法を効果的に活用した地域づくりを進めるとともに、国の定住自立圏の活用が困難な地域などを対象として、道内各地域で医療や福祉、産業振興などの行政サービスの持続的な提供に向けて、道独自の市町村の広域連携を進めることとしています。

(2) 新しい総合計画の推進

急速に進行する人口減少・高齢化や大規模自然災害に対する脆弱性への対応といった難題に直面する中、道では、現在、新しい総合計画(H28年度～37年度)の策定に取り組んでおり、この計画(案)では、人口減少問題や強靱な北海道づくりなどの喫緊の課題への対応や北海道ならではの多様な価値と様々な強みを活かした政策の推進を図るため、振興局を含めた全庁横断的な推進体制を整備するとともに、具体の施策や主な取組については、「連携地域別政策展開方針」に基づき、地域における計画推進の要としての役割を担う振興局が中心となって、実効性の確保を図ることとしています。

(3) 北海道地域振興条例の改正

北海道地域振興条例(H21.4施行)について、本道における人口の減少や地方分権改革の動向等に鑑み、地域振興に関する施策の効果的な推進を図るよう、施策推進の基本方針に次の4点を追加する条例改正を平成26年10月に行いました。

- ① 人口の減少に伴う地域の課題に対応
- ② 多様な手法による市町村間の連携の促進等
- ③ 振興局が中核的役割を担うこと
- ④ 施策を一体的に推進する分野として防災・減災を明示

上記のうち③は、地域の実情に応じた効果的な施策の展開を図るため、振興局が市町村や関係団体などと緊密に連携・協働しながら、地域課題の把握や対応方向の検討等を行い、施策を推進する中心的かつ重要な役割を担っていることを規定したものです。

(4) 地方自治法改正による新たな広域連携制度の創設

第30次地方制度調査会の答申では、人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体のサービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要であるとされています。

第30次地方制度調査会の答申後、制度化に向けた検討を経て、平成26年5月に地方自治法が改正され、新たな広域連携の制度として、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針や役割分担を定める「連携協約」制度及び事務の一部を他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることのできる「事務の代替執行」制度が創設されました。

さらに、第31次地方制度調査会においては、市町村間の広域連携が困難な地域について、都道府県の補完が一つの方策であるとし、対象市町村や事務、方法等について議論が進められていますが、広域分散型で多様な地域特性を有する本道においては、人口減少に的確に対応するために道が市町村の事務処理を補完する場合、振興局がそうした役割を担うことが想定されます。

(5) 地方分権改革に係る第1～5次一括法の成立

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法(H23.4成立)、第2次一括法(H23.8成立)、第3次一括法(H25.6成立)、第4次一括法(H26.5成立)、第5次一括法(H27.6成立))の制定に伴い、義務付け・枠付けの見直しにより地方公共団体が自主的に条例を制定できる範囲の拡大や、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲等が進められ、地方公共団体における地域の実情を反映した総合行政の推進及び効果的・効率的な事務執行が図られています。

3 これからの役割

上記のような社会経済情勢の変化等を踏まえると、振興局には、これまでの役割に加え、道政の最重要課題である人口減少問題への対応など、新たな総合計画や総合戦略を地域において中心的に推進する役割を担うとともに、広域分散型の本道の特性を踏まえ、市町村が多様な行政サービスを安定的、持続的に提供できるよう、市町村の広域連携の推進に向けて中核的な役割を担うことなどが求められていると考えます。

さらに、これまで振興局では、市町村などと連携協力しながら地域における様々な課題解決に向けた取組などを行ってきていますが、今後は、振興局がより主体性を発揮しながら市町村や住民の方々と一体となって地域の実情に応じた施策を推進する役割を担うなど、「地域づくりの拠点」としての役割を果たしていくことが求められており、市町村からも総合戦略推進への支援に向けた振興局の体制強化や財政支援の充実を求める意見が寄せられるなど、その役割は、ますます重要なものとなっています。

4 今後の方向

道としては、今後、振興局がこうした役割を十分果たしていくためには、総合出先機関としての主体性を確保する観点から、その体制や施策・予算の充実などについて不断に見直しを行いながら、振興局全体の機能強化を図っていくことが不可欠であると考えており、現行の14振興局体制のもと、当面は、地域創生や総合計画の推進に向けた取組を重点的に行うこととし、次頁のとおり

- ・ 体制については、局内の各部が取り組む施策を横断的に総括する役割を置き、総合戦略全般の推進を担う地域政策部門の組織体制を見直すほか、地域ごとの産業特性に応じて総合戦略の具体的な推進を担う産業振興部門の体制を強化するなど、地域創生に向け、道政の第一線として各部門の一体的な取組を推進するとともに、出身地や勤務経験のある振興局を拠点とした地域重視の人事配置の実施など

- ・ 施策については、振興局長の裁量を拡大し、地域活性化のための政策予算の充実を図るとともに、短期派遣を含めた地域振興に係る職員派遣制度等の充実など

市町村や住民の方々と一体となった地域づくりを推進するため、振興局の機動力と現場力を高め、振興局機能の強化に努めます。

振興局機能の強化に向けた取組

体制の整備

- 地域創生に向けた体制の整備
 - ・各部の施策を横断的に総括する役割の設置：地域創生総括の配置（副局長兼職）
 - ・地域政策部の再編：地域創生部の新設
 - ・産業振興部の体制強化：地域産業担当部長の新設
 - ・保健環境部の体制整備：くらし・子育て担当部長の新設

- 地域重視の人事配置
 - ・出身地や勤務経験のある振興局を拠点とした人事配置に努める「ホームグラウンド人事制度」を実施

- 本庁から振興局への権限委譲
 - ・届出者の利便性の向上や事務処理期間の短縮などが見込まれる事務権限を委譲
 - 特定希少野生動植物事業者の登録に関する事務
 - 動物愛護推進員の委嘱に関する事務
 - 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄に関する事務
 - 地すべり防止工事基本計画の作成に関する事務 等

施策の充実

- 振興局長の裁量拡大や地域活性化予算の充実
 - 【裁量の拡大】
 - ・地域政策推進事業について、緊急・臨時的な対応を含め、事業の企画・実施に当たって振興局の裁量を拡大
 - 【予算の充実】
 - ・振興局が地域の課題やニーズに機動的に対応するため、予算を増額
 - <地域政策推進事業>
H22：0.96億円 → H28：1.95億円
 - <地域づくり総合交付金>
H22：34.6億円 → H28：44億円

- 市町村への職員派遣
 - ・短期派遣を含めた地域振興派遣制度等について振興局長の裁量を拡大

- 広域連携の推進
 - ・広域連携に取り組む市町村間の調整やコーディネート、情報提供や助言などを実施
 - <市町村連携地域モデル事業>
H28：1.5億円（地域づくり総合交付金の内数）
 - ・振興局と市町村が共通・類似する事務を協働して取り組むための調査・検討を実施
 - <振興局・市町村協働ガバナンス事業>
H28：9百万円